

## 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
I	1	(1)	①理念，基本方針が明文化され周知が図られている。	a	園の理念、基本方針はホームページ、パンフレット等に記載され、理念では園の役割、使命について、基本方針では園の目指す保育について具体的な内容となっています。これらの理念や基本方針の内容については職員会議等で職員に周知し、職員が共通理解を持って保育に従事するようにしています。保護者へは入園説明会や保護者総会、保育参観時においてパンフレット、リーフレットなどを使って説明し周知を図っています。保育アプリにも記載され、職員や保護者がいつでも確認できるようになっています。	1
I	2	(1)	①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	桜川市社会福祉協議会地域福祉計画から内容を把握し分析、子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、園が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析しています。園長は保育協議会の役員を努めるなどする中で社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析しています。	2
I	2	(1)	②経営課題を明確にし，具体的な取り組みを進めている。	a	少子化に伴い園を利用する子どもの人数の減少に対して、定数の減員等で調整するなどの対応をしています。「ちょっと気になるな」「少しだけ心配」といった気になる子の増加により、ニーズに沿った児童発達支援事業所の11月の開設に向けて準備がされています。経営状況や改善すべき課題について職員に周知しています。	3
I	3	(1)	①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	令和4年に5か年計画で策定された桜川市社会福祉協議会地域福祉計画の中に中期計画が策定されています。園利用数の減少、また園の老朽化に伴う建て替えや姉妹園との合併を含めた検討がなされています。	4
I	3	(1)	②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	園が桜川市社会福祉協議会との公私連携型の認定こども園ということで桜川市社会福祉協議会の中で事業計画、事業報告等が行われています。桜川市社会福祉協議会の単年度の計画には、園の中・長期計画の内容を反映した事業内容が示されていますが、詳細が見えてこない状況になっています。園独自の事業計画を作成し年度の事業計画の中で中・長期計画の内容を反映した数値目標や具体的な成果等を設定するなど実施状況の評価を行える内容となることを望みます。	5
I	3	(2)	①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ，職員が理解している。	c	園が桜川市社会福祉協議会との公私連携型の認定こども園ということで桜川市社会福祉協議会の中で事業計画の策定等が行われています。園独自の事業計画が職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されることを望みます。	6

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
I	3	(2)	②事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c	園が桜川市社会福祉協議会との公私連携型の認定こども園ということで桜川市社会福祉協議会の中で事業計画の策定が行われています。保護者には保護者総会等で園のリーフレットを使いデイリープログラム、年間行事等の説明をして周知を図っています。園独自の事業計画を明確にし、保護者等に必要な内容を周知することを望みます。	7
I	4	(1)	①保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c	職員はそれぞれが目標とするキャリアアップ研修に積極的に参加しています。職員は月1回不適切保育のチェックリストを行うなど保育の振り返りを行っています。保護者アンケートを実施し分析することで保育の質の向上に役立てています。定期的に職員の保育に関する自己評価を行うことを望みます	8
I	4	(1)	②評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	多様性を受入れながら個々に応じた関わりを実践していくインクルーシブ保育に取り組む上で年間指導計画や月案の見直しに取り組んでいます。保護者アンケートを分析し行事内容を変更したり、課題として上がった保護者との情報共有の強化に取り組んでいます。	9
II	1	(1)	①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園の運営要綱や職務分掌で園長の役割と責任を明確にした上で、園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしています。年度初めの職員会議で職員に自らの役割と責任を表明し理解を図っています。BCP事業継続計画の中でも災害時における園長の役割と責任について不在時の権限委任を含め明確化しています。	10

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
II	1	(1)	②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	園長は必要とする研修に積極的に参加したり保育協議会の役員を努めるなどして遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持しています。園長は遵守すべき法令等の研修に参加した後は職員に向けて周知に努めています。	11
II	1	(2)	①保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	発達の多様性への対応や、保育の質の均一化と継続性等、保育の質の向上に向けた課題として捉え、継続的な研修と専門性の向上に向けた研修計画の実施や職員がキャリアアップ研修に取り組める環境整備に取り組んでいます。	12
II	1	(2)	②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	経営の改善については桜川市社会福祉協議会の担当者と定期的に会議を開き、中・長期的視点を持って今後の経営のあり方等検討がされています。インクルーシブ保育を取り入れ、個々に応じた関わりを実践するために基準以上の人員配置をするなど業務の実効性を高めるための具体的な体制作りに取り組んでいます。職員の働きやすい職場環境整備にも取り組んでいます。	13
II	2	(1)	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方として、働きやすい、やりがいのある仕事、環境づくりをしています。具体的な取組として有給が取りやすく、無理のないシフト等に努めています。看護師の配置や公認心理士と顧問契約をして定期的な専門家による相談支援を実施するなど効果的な福祉人材確保が実施されています。職員の処遇改善にも取り組んでいます。	14
II	2	(1)	②総合的な人事管理が行われている。	c	桜川市社会福祉協議会規程に準じる人事基準が明確に定められ職員への周知を図っています。職員処遇の水準については職員の意見を汲み取りながら改善策が検討されています。園の理念・基本方針にもとづき、園の目指す保育を実現するために「期待する職員像」を明確にすることを望みます。	15
II	2	(2)	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	園長は職員との個別の面談を通して職員の就業状況や意向の把握に努めています。福祉人材の確保、定着の観点から、有給休暇取得を含めワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っています。メンタルヘルス、心理相談も受けられる体制が取られています。福利厚生としてソウエルクラブに加入し、利用しています。	16
II	2	(3)	①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	職員はそれぞれが目標とするキャリアアップ研修に積極的に参加しています。園の理念・基本方針に即した「期待する職員像」を明確にすることで、自分達がどんな姿を目指せばいいのか、その共通理解につながります。また職員一人ひとりが設定した目標について年度当初・年度末（期末）に面接を行うなど、目標達成度の確認を行うなど目標管理の仕組み作りを期待します。	17

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅱ	2	(3)	②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、経験年数や、階層別、職員に必要とされる専門技術や専門資格について教育・研修が実施されています。定期的に必要に応じて臨機応変に研修内容やカリキュラムの評価と見直しが行われています。現在取り組んでいる研修等を参考にすることで、期待する職員像を明確にすることを期待します。	18
Ⅱ	2	(3)	③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	職員は研修に参加する機会が確保されています。職員はそれぞれが目標とするキャリアアップ研修にも取り組んでいます。外部研修に関する情報提供が適切に行われ希望により研修が受けられるようにしています。園が研修費を負担して体操やリトミックなどの研修に参加できています。	19
Ⅱ	2	(4)	①実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	将来的な人材確保の意味から実習生受け入れを積極的に行い高校生のインターンシップの受け入れも行っています。マニュアルに即して学生の受け入れを行い、受け入れる学校の実習要項を参考にした実習計画が立てられ指導が行われています。近隣の衛生看護科のある高校の生徒の実習の受け入れもあり、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を図って取り組んでいます。	20

## 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅱ	3	(1)	①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	桜川市社会福祉協議会の社協だよりやホームページ、園だより、リーフレット等の活用により園の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告が適切に公開されていますが、事業計画や事業報告は園独自のものとはなっていません。園独自のものを作成し、公開することを期待します。苦情解決制度の体制や内容について公表しています。リーフレットは市役所、社会福祉協議会等の窓口において閲覧できるようしています。	21
Ⅱ	3	(1)	②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	園の事務、経理、取引等に関するルールは経理規程で明確にされ職員に周知されています。定期的に会計事務所により事務、経理、取引等についてのチェックが実施されています。桜川市の監査も毎年実施されています。	22
Ⅱ	4	(1)	①子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域とのふれあいを大切にすることから、定期的に地域のデイサービス事業所を訪問して手作りのプレゼントを送ったり、一緒に季節の歌やゲームなどレクリエーションを楽しんでいます。また園が地域の教育資源として中学生の職場体験や高校生のインターンシップ、保育学科や看護学科の学生の実習などを通じて園児たちと交流の機会としています。園の夏祭りには地域の子ども達も参加しています。	23
Ⅱ	4	(1)	②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	法人としてはボランティアの活動推進や育成事業等が行われている中で、園では絵本の読み聞かせや大学生のボランティアの受入れが行われています。ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルをこども園用に作成することを期待します。	24
Ⅱ	4	(2)	①保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	市役所の児童福祉課や児童相談所、小学校、医療機関、消防署等の社会資源を明示したリストが作成され、職員にも情報の共有が図られています。隣接する小学校とは園児と児童の交流の機会を持つことで、就学に向けての期待感が持てるような学びになるよう連携を図り取り組んでいます。	25
Ⅱ	4	(3)	①保育所が有する機能を地域に還元している。	b	定期的に地域のデイサービス事業所を訪問して、園児達が高齢者と交流することで高齢者に好評を得ています。地域の保護者や子ども等が自由に参加できる絵本の読み聞かせ会や育児休業中の保護者に対しベビーマッサージ教室を開催しています。	26
Ⅱ	4	(3)	②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	民生委員、児童委員と定期的に交流を持つことで、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めています。地域等への支援として一時保育の実施や年2回絵本の読み聞かせ会の実施、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会を実施しています。副園長が市の幼児健診でペアレントトレーニングの講和を行っています。	27

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
Ⅲ	1	(1)	①子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	c	子どもたちの多様性を大切にするインクルーシブ保育を通して、一人ひとりが自分の興味や関心に沿って遊びを選び、「なんだろう?」「やってみたい!」という主体性を育み、「できたね」と自己肯定感を促しながら寄り添う保育を実践しています。外国籍の子どもを受け入れていた時は、NPO法人の利用や翻訳アプリを使用しながら保護者を支援する取組が見られています。保育士の質を高めるため、個々の振り返りによる自己評価は必要不可欠のものであることから、自己評価を早急に取り入れることを望みます。また、理念や保育目標を見据えた倫理綱領の作成と保育の標準的な実施方法の作成を望みます。

28

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅲ	1	(1)	②子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	子どものプライバシー保護・権利擁護に関しては、規程やマニュアル等が整備され、職員には職員会議で周知するとともにセルフチェックリストを用いて毎月確認しています。着替え時やおむつ交換時にはプライバシー保護に留意し家庭での不適切な対応に気づいた際は確認の上対応しています。	29
Ⅲ	1	(2)	①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	園を紹介するパンフレットを市児童福祉課や障がい者支援事業所等の窓口に置き、情報提供を行っています。随時利用希望者や見学希望者にパンフレットで概要を、しおりを用いて詳細を丁寧に説明しています。これらの資料は、絵・イラストや写真を用い分かりやすく作っています。内容等の変更に応じ、随時見直しています。	30
Ⅲ	1	(2)	②保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入園前の説明会では、絵・イラストや写真を用いて理解しやすくした「しおり」を用いて、保育目標・保育方針を伝えるとともに、保育時間、服装、病気・けが、家庭通知、持参するもの等の詳細な説明をしています。特に、家庭通知に関しては、アプリ配信やお便りファイルを使い、成長記録等も含め、保護者が確認できるようにしています。また、保護者に重要事項説明書を配布・説明し、利用契約書を書面で交わしています。必要に応じてアプリ（外国籍の方には翻訳アプリ併用）の使い方を説明しています。	31
Ⅲ	1	(2)	③保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	転園に際しては、児童票、指導要録などの必要書類を送り、保育の継続性に配慮しています。園の利用が終了した後も相談や連絡のできる体制が整っています。	32
Ⅲ	1	(3)	①利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	保育方針の一つである「自分からすすんで遊び、学ぶ」「見守る保育から寄り添う保育へ」をモットーに、日々の保育の中で、子どもが満足感を得られるように支援しています。保護者には、主に行事や保育参観を通してアンケートを年数回実施し、その結果を分析するとともに、課題がある場合は職員会議等で検討・改善を行い、保護者にその結果を伝えています。保護者と個別面談を年1回実施し、園の行事にあわせて保護者会も開催しています。	33
Ⅲ	1	(4)	①苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決の方法について、登降園時に利用する玄関に掲示し周知しています。匿名によるアンケートを年1回実施し、その結果を報告しています。苦情内容、相談内容については速やかに検討され対応しています。対応策について保護者にフィードバックされていますが公表には至っていないため、申し出た保護者等に配慮した上で公表の検討を期待します。	34
Ⅲ	1	(4)	②保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	保育アプリを用い、個別に連絡・相談できることを伝えています。登降園時に相談や意見を受けていますが、個別な対応を求められた際には、日程調整・面談室の準備を行い、相談に応じています。	35

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅲ	1	(4)	③保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	c	保護者からの相談や意見に対しての対応マニュアルは整備していませんが、登降園時には、保護者からの意見や相談に応じています。相談された内容は日誌に記入するとともに、職員間で情報を共有し、課題解決を迅速に行うなどの対応を図り、結果を保護者に伝えています。現在実施している対応方法を文書化し、早急にマニュアルを作成することを望みます。	36
Ⅲ	1	(5)	①安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c	事故防止マニュアルを策定するとともに、園全体の安全計画を年度ごとに作成し、安心・安全な保育をする体制を構築しています。安全確保・事故防止に関する安全研修を年1回行っています。ヒヤリハット報告書は集計し職員に周知しています。委員会の設置はないため該当者と管理者で安全確保のために話し合われていますが、職員会議等で意見交換する機会や話し合った内容の記録作成が望まれます。	37
Ⅲ	1	(5)	②感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	c	看護師を中心に、感染症・食中毒等対応マニュアルを策定し、全職員に周知しています。手洗い場には、子どもが手洗いを正しくできるようにイラスト入りの手順書が掲示されていますが、実践確認ができるような体制整備を望みます。感染症の発生が確認された際には、職員に報告するとともに、アプリ等を活用して保護者に報告するなど情報共有を図っています。	38
Ⅲ	1	(5)	③災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b	BCP災害時事業継続計画を策定し、災害発生時に連携する関係機関や職員連絡網、アプリを用いた保護者への連絡等を明示しています。また、災害発生時における避難場所（隣接小学校）を活用した避難訓練等を月1回行い、その対応を確認しています。年1回は消防署と連携して防災訓練を実施しています。食料の備蓄は、備蓄リストを作成し、副園長を中心に管理しています。	39
Ⅲ	2	(1)	①保育について標準的な実施方法が明文化され保育が提供されている。	c	専用のソフトウェアを活用した年間指導計画・月案には、目指す保育の内容が記入され、職員間では共通理解と認識が図られています。全職員が同一の内容や保育の質を担保するためにも、標準的な実施方法についてマニュアル等を参考に文書化することを望みます。	40
Ⅲ	2	(1)	②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c	標準的な実施方法を文書化し、確立されることにより検証・見直しが図られることを望みます。	41
Ⅲ	2	(2)	①アセスメントにもとづく個別の指導計画を適切に策定している。	c	指導計画の責任者を副園長とし、公認心理士の助言をもらいながら保育士、調理師とアセスメントを行い、個別の指導計画を作成しています。支援困難ケースの対応については市と連携を図っています。実践した保育の振り返りや評価はクラスごとに行われています。アセスメント手法については、保育アプリを活用した方法の導入を検討しています。アセスメントはさまざまな職種の関係職員の関与が望ましいことから、必要に応じて看護師や同法人栄養士、保護者の参加を望みます。	42

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅲ	2	(2)	②定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	子どもの年齢ごとに作成された指導計画は、児童票への記載・確認時と同時に、評価・見直しを年1回行っています。変更時には職員会議や回覧等で周知しています。	43
Ⅲ	2	(3)	①子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	保育アプリを使用して記載した日誌や児童票などは、ICTを活用して管理者へ報告され管理者の確認と同時に、全職員に開示して共有化が図られています。情報共有を図るために職員会議やリーダー会議を月1回開催し、会議の内容は共有フォルダーを用いて周知されています。	44
Ⅲ	2	(3)	②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	園長を記録管理責任者とし、紙媒体の個人情報は金庫で保管し、入力した情報はクラウドで管理して、職員に周知しています。プライバシー保護マニュアルに記載されている個人情報の取り扱いについては、職員は規程等を確認して理解するとともに遵守しています。保護者には口頭や書面で写真撮影や使用について説明し、同意を得ています。	45
付	1	(1)	①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b	全体的な計画は、保育所保育指針と幼稚園教育要領等を参考にしながら保育理念や保育指針の保育目標に基づき編成しています。編成する際には、保育職が参画するとともに、子どもの発達過程や家庭の状況等を考慮しています。編成は年度当初に年1回行われています。	A-1
付	1	(2)	①生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	c	児童発達支援事業所「さくらんぼ」の改修工事中であることから、日中活動の部屋は3歳未満児と3歳以上児の2つとなっており、午睡の部屋、食事の部屋とは別室に分かれています。一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がないので、子どもの状況に応じて対応できる場所の確保に期待します。毎日、遊具等の点検・消毒を行い、安全で清潔な環境を保つように努めていますが、遊具やトイレなどの一部において未修理のため使えない状況であり、早急な改善を望みます。寝具の衛生管理や保護者の負担を軽減するため、コット（簡易ベッド）を導入しています。	A-2
付	1	(2)	②一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	インクルーシブ保育を基本に、一人ひとりの子どもの状況を職員で共有し、子どもの発達に合った生活リズムの中で、安心感を持って心地よく過ごせるように支援しています。身振り手振りや簡単な言葉などから子どもの気持ちを汲み取るように努め、欲求やその気持ちにそって適切に対応しています。わかりやすい言葉で穏やかに話しかけ、せかす言葉などを使わないように心掛けています。	A-3

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
付	1	(2)	③子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備，援助を行っている。	c	基本的な生活習慣が身につくように、個別の発達状況に応じて声掛け援助を行うとともに、子どもが「やってみたい」という気持ちが芽生えるよう暖かく見守り、子どもの主体性を尊重しています。国の定めている職員配置よりも多くの人員を配置し、一人ひとりの子どもに丁寧に関わる手厚い保育を実践しています。手洗いについては、子どもが理解できるように工夫されたイラスト入りのパンフレットを作成し、手洗い場に掲示されています。食べることの大切さが分かることや衣類の着脱の方法がわかるように掲示物を貼るなどの工夫を望みます。
付	1	(2)	④子どもが主体的に活動できる環境を整備し，子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	子どもが遊びが自由に活動できる環境（園庭・室内）を整備しています。子どもたちは、自分の興味や関心に沿って遊びを選び、遊びの中で「なんだろう？」「やってみたい！」という気持ちが芽生えるよう援助しています。その自主的・自発的な行動を促すことにより考える力や人との関り、表現する力を育む大きなきっかけとなっています。サークルタイムを設け、子どもたちと職員が円になり「みんなでやりたいこと」の意見を出し合って決め「映画館ごっこ」などを実践しています。決まるまで日数がかかることもあり、頻度は1～2週間に1回の程度ですが、子どもたちの自主性と自発性を高める良い機会となっています。社会的ルールを知るための社会体験として交通安全教室や消防署見学を行い、デイサービス訪問など地域の人たちとの交流も深めています。表現力を高めるため、外部講師によるリトミック教室が導入されています。
付	1	(2)	⑤乳児保育（0歳児）において，養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し，保育の内容や方法に配慮している。	a	国の配置基準より多い人員と看護師を配置して一対一を拘わりとし、スキンシップを多くすることから職員と愛着関係が持てるように配慮しています。簡単に動かせる仕切りを使って、遊び・食事・睡眠のスペースを区切ることで、それぞれの子どものリズムでゆったりと過ごせるようにしています。日々変化する子どもの成長・発達について保育アプリを使い、家庭との連携を密にしています。
付	1	(2)	⑥3歳未満児（1・2歳児）の保育において，養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し，保育の内容や方法に配慮している。	a	国の配置基準より多い人員配置をして一人ひとりに寄り添った保育を行っています。探索活動として、友達と一緒にサーキットを作ることなどで、コミュニケーション能力や協力する力が自然に身につくようにしています。さらに、3歳未満児は3歳以上児の遊びの場に参加し、一緒に遊具を使うことにより、成功体験や失敗体験を通じて、自己肯定感も高めています。日々の子どもの状況については、降園時に保護者に伝えたり、保育アプリで報告するなど家庭との連携を密にしています。

A-4

A-5

A-6

A-7

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
付	1	(2)	⑦3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	子どもの遊びは幅を持たせ自由に選択できるように配慮し、3歳未満児と3歳以上児の教室をお互いに使えるようにしています。さらに、外部講師によるサッカー、英語、体操、リトミック教室を導入し、運動能力や体力、語学力、集中力や表現力を高めています。今後は芸術の視点も備えた教室を導入したいと考えています。小・中学校を見学する機会を設け、交流することにより就学に対する期待や不安な気持ちの解消などに役立てています。さらに、集団の中で積極的な活動ができるように適切にかかわることを心掛けています。日々の子どもの状況を写真や動画を配信し、家庭との連携を密にしています。	A-8
付	1	(2)	⑧障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	個別の支援計画を作成し、インクルーシブ保育を実践しています。包み込み保育を中心に子どもの成長に応じた保育を行っています。必要に応じて専門家（公認心理士、言語聴覚士）の助言を受けながらアクセシビリティの観点から個別の配慮を行っています。職員は、障がいのある子どもの保育に対する知識について事前研修を受けています。11月からは開設する児童発達支援事業所「さくらんぼ」と連携して障がいのある子どもと保護者等を支援する体制を整えています。	A-9
付	1	(2)	⑨長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	延長保育を行ってはいますが、帰園時間が遅くても17時45分が最終となっており、延長保育の時間は自分のしたいことをすることを基本に、思い思いに好きな場所で好きな遊びができるように遊具を多めに取り入れたり、何もしないでごろごろして穏やかに過ごせるような環境の整備もしています。延長保育の時間が短いこともあり、食事やおやつ等の提供はしていませんが、未満児クラスのみ午前・午後共におやつを提供をしています。保護者とは、保育アプリを活用して丁寧に連携が取れるように配慮しています。	A-10
付	1	(2)	⑩小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	5歳児の指導計画には、小学校との連携が記載されており、幼保小連携のための推進会議に参加したり、小学校の公開授業を参観したり、小学校中学校の先生を招いて公開保育を行ったり就学に向けた連携を図っています。子どもには、隣接する小学校と連携し、運動会の見学や校庭で遊んだり、交流会を行うなど就学への期待感が高められるようにしています。	A-11
付	1	(3)	⑪子どもの健康管理を適切に行っている。	b	保健衛生マニュアルを基に看護師が中心になって園児の健康管理・安全管理を行っています。健康管理の一環として保護者に内科検診、歯科検診の受診を勧奨し、全園児が受診しています。実施した検診の結果を保育アプリの児童票に入力し、クラウドで管理しています。その他、疾病や予防接種の状況などの情報をアプリで随時報告しています。SIDSに関しては、職員・保護者に対してその知識を周知し、午睡の時間にはSIDSに対する取組としてのチェックを10分おきに行っています。	A-12

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
付	1	(3)	②健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b	内科健診、歯科健診の結果をアプリの児童票に入力して関係職員に周知し、その記録はクラウドで管理しています。保護者には、健診の結果を保育アプリを通して報告しています。年長クラスの子どもにおいては、希望者にフッ化物洗口を行っています。	A-13
付	1	(3)	③アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	現在は、アレルギー児がいないことから取組は行われていませんが、過去には家庭、医師、園が連携を密にし、情報共有のもとで、対応をしていました。配置した看護師は、その対応の中心となり、アレルギー児への対応に関する研修も受講しています。また、疑いのある子どもへの対応として除去食を提供しています。	A-14
付	1	(4)	①食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b	保育の全体計画及び食育計画に豊かな食経験ができるように位置づけ取組が行われています。ランチルームを設け、落ち着いて食事のとれる環境・雰囲気づくりの工夫がなされています。個々に合った食事の援助を行うことで、楽しく食事が取れているため、残食量が少ない結果となっています。発達年齢に応じた食材の切り方、硬さへの配慮がなされていますが、咀嚼ができない子どもが多いことから言語聴覚士のアドバイスを受け、咀嚼訓練も実施しています。子どもが水やりをして育てた野菜を収穫し、食事のメニューに加えており、収穫の喜びと新鮮な野菜の美味しさを味わっています。食事の前に、食にまつわる絵本の読み聞かせを行い、食への関心を高めています。好き嫌いや体調を配慮し、一人ひとり食べられる量を配膳しています。	A-15
付	1	(4)	②子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b	調理員が食事の様子を見たり、子どもに食事に対する意見を聞いたりして献立・調理の工夫をし、季節感や食文化、行事食を取り入れています。衛生管理や異物混入マニュアルを作成し安全管理に努めています。担当が検食を行い、意見や感想、異臭や遺物、硬さなどを調理員が伝えています。全体的な残食量を把握し、日誌に記入して献立に反映させていますが、全く食事を食べようとしていない子どももいることから、個々の摂取量による栄養量の把握は必要なので、個々の残食量と習慣的な栄養摂取量の把握を望みます。咀嚼に課題がある子どもが多いことから言語聴覚士のアドバイスを受け、咀嚼訓練を行っています。なお、栄養士は3か月に1回、同法人の施設から派遣されてきていますが、栄養摂取面の対応や適切な食形態、食育を考えると派遣回数を増やし、より良い健康管理・安全管理ができることを期待します。	A-16

### 福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
付	2	(1)	①子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	I C Tを活用し、日々の様子を写真や動画により配信して保護者の理解を得ています。保育アプリや連絡帳でのやり取りの他、送迎の際には保護者に家での様子を聞き、職員が園での様子を伝えることで情報交換を行い、日誌に記録して担任同士情報共有しています。特に、0歳児では、食べ物に関して細かく聞き取りを行い、家庭での現状を把握し、園での対応に反映しています。	A-17
付	2	(2)	①保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	園のパンフレットでは運営方針に「保護者と子どもに寄り添い支援を行う」、入園のしおりでは保育方針に「保護者から信頼される保育」と明記し、保護者が安心できる保育を実施しています。保護者からの相談においては、アプリや登降園時に対応した職員が受け、相談内容については日誌に記入して情報を共有しますが、場合によっては職員間で検討して対処しています。また、子どもの1日の様子については、アプリや降園の時に対応した職員が伝えるなど日々コミュニケーションを取りやすい状況をつくるように心がけています。相談に適切に対応するため、公認心理士の助言が得られるような体制が整えられています。育児休業中の保護者を対象にベビーマッサージ教室を開催し、ベビーマッサージやハンドマッサージを行うことでリラックスやストレス緩和に繋がっています。同時に育児相談を受ける取組みをしています。	A-18
付	2	(2)	②家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	虐待防止マニュアルを策定し、マニュアルにのっとり職員には研修を実施し、保護者には理解を促す取組をしています。着替えやトイレの時、休日明けなどで虐待の疑いが懸念される場合は、速やかに報告、情報共有して予防的に保護者への支援をしています。虐待について関係機関（桜川市児童福祉課）への報告が必要と判断した場合には、画像等による記録を付して情報提供しています。	A-19
付	3	(1)	①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	c	年度当初に各クラス単位の目標を設定し、年1回保育の振り返りを行っていますが、保育の質を高めるため、個々の振り返りによる自己評価は必要不可欠のものであることから、自己評価をベースに人事考課を取り入れることを望みます。	A-20